

別表5 (第8条関係)

「令和5年度高崎市食品衛生監視指導計画(案)」に関するパブリックコメントの実施結果

○意見等の募集期間：令和5年1月26日～令和5年2月15日

○意見等の受付件数：1団体 6件

(提出方法の内訳：郵便0人、ファクス0人、電子メール1団体、持参0人)

1. 寄せられた意見等を内容により整理し、意見等の概要として掲載しています。

(1) 「令和5年度高崎市食品衛生監視指導計画(案)」についての意見

番号	意見等の概要	市の考え方
1	食中毒低減に向け、事業者、市民への講演会実施や広報による啓発活動の強化、必要なリスクコミュニケーションの実施を要望します。	引き続き、事業者・市民等への講演会や広報・ホームページ等による食中毒防止の啓発、食品安全に係る情報提供を実施してまいります。
2	令和5年度の食品衛生監視指導計画の実施にあたり、計画通り進められるよう、職員の体制確保や健康管理、非常時対応における準備を行ってください。	計画どおり進められるよう体制を確保し、非常時にも迅速に対応できるよう準備を行ってまいります。
3	食品取扱施設への監視指導について、リスクの高い事業所への計画通りの監視が行われるよう、立入時期や立入回数を見直しバランスの取れた計画の検討を要望します。	施設が取り扱う食品の危害の程度や施設の規模に応じたランク分けを行い、計画どおりの監視指導が実施できるよう努めてまいります。
4	食品等試験検査体制について、検査能力の向上に努めてほしい。	検査件数の拡大を含め、外部精度管理等による検査の信頼性の確保、研修参加による検査員の資質向上等、検査能力の向上に努めてまいります。
5	食品衛生法改正に伴う周知について、事業者に応じた丁寧な対応や支援を要望します。	引き続き、施設監視時に加え、窓口や電話対応時等、様々な機会を通じて事業者への周知を図るとともに、事業者に応じた指導及び助言を行ってまいります。
6	市民への食品安全に係る情報提供について、計画にある取り組みを遂行してほしい。また、対象者が限定的にならないような情報提供を要望します。	市民に対して、食品安全に係る必要な情報を計画どおり提供してまいります。また、幅広い対象者に向け、様々な媒体を用いて情報提供を行ってまいります。

2. 寄せられた意見等による、計画(案)の修正はありません。

【問い合わせ先】

高崎市保健医療部生活衛生課

電話：027-381-6116

ファクス：027-381-6124

電子メール：seikatsu-eisei@city.takasaki.gunma.jp